

千葉県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の保有する資産（以下「県資産」という。）を、当該県資産の本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関する、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県資産への民間企業等の広告の掲出（以下「広告事業」という。）は、新たな財源の確保と広告機会の提供によって、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「県資産」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 県が保有する施設及び物品
- (2) 県が作成する印刷物
- (3) 県が提供するホームページ
- (4) その他県が保有する広告媒体として活用できる資産

(広告事業の範囲)

第4条 広告事業は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、下記の範囲で実施する。

- (1) 法令に違反しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 人権侵害等他の者の権利を侵害しないこと。
 - (4) 政治性又は宗教性がないこと。
 - (5) 虚偽でないこと。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、県資産に掲出する広告として不適当であると認められるものでないこと。
- 2 前項に規定する広告事業の範囲にかかる業種又は業者及び掲出できる広告内容に関する基準は、別に定める。
- 3 広告内容が掲載基準に沿うものであるか否かは、広告事業を実施する所属で判断する。

(広告事業ごとに定める事項)

第5条 広告媒体の種類、広告の規格、広告料金、募集方法、選定方法等広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体となる県資産の管理者が、広告媒体ごとに別に定める。

2 広告の募集は、広告媒体となる県資産の管理者が前項に掲げる事項を記載した実施要領を定め行う。

(審査機関)

第6条 広告掲出内容の可否を審査するため、千葉県広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は総務部次長の職にある者、副委員長は資産経営課長の職にある者を充て、委員は、報道広報課長、男女共同参画課長、総務課長、市町村課長、学事課長、健康福祉政策課長、くらし安全推進課長にある者を充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告内容に関連する課の課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、広告事業を実施する所属において広告の内容に疑義が生じた場合、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は総務部資産経営課において処理する。

(雑則)

第9条 広告事業はこの要綱に定めるもののほか、千葉県屋外広告物条例、使用料及び手数料条例、千葉県公有財産管理規則、その他の関係法令の定めるところにより実施する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。